

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

定款施行細則

(施行細則)

第1条 本会の定款第59条による施行細則をここに定める。

(評議員の選出区分)

第2条 定款第6条に規定する評議員の委嘱にあたっては、次の選出区分により行う。

- (1) 市町村社会福祉協議会の代表者で市町村社会福祉協議会連絡協議会から推薦された者 9名以内
- (2) 社会福祉施設の代表者 8名以内
- (3) 社会福祉に関係のある団体の代表者 10名以内
- (4) 学識経験者 4名以内

(理事の選出区分)

第3条 定款第18条第1項第1号に規定する理事の選任にあたっては、次の選出区分により行う。

- (1) 市町村社会福祉協議会の代表者で市町村社会福祉協議会連絡協議会から推薦された者 6名以内
- (2) 社会福祉法人を経営する者又は社会福祉施設の代表者 3名以内
- (3) ボランティア活動を行う者等社会福祉に関係のある団体の代表者 3名以内
- (4) 学識経験者 3名以内

(監事の選出区分)

第3条 定款第18条第1項第2号に規定する監事の選任にあたっては、次の選出区分により行う。

- (1) 市町村社会福祉協議会の代表者で市町村社会福祉協議会連絡協議会から推薦された者 1名以内
- (2) 学識経験者 2名以内 (組織経営に精通した者1名以内及び会計に精通した者1名以内)

附 則

この施行細則は、昭和41年11月30日から施行する。

附 則

この施行細則は、昭和49年3月13日から施行する。

附 則

この施行細則は、昭和58年12月26日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成6年7月21日から施行する。

附 則

1 この施行細則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この施行細則の施行時、第2条の(1)、第3条の(1)及び第4条の(1)に規定する市町村社会福祉協議会連絡協議会が発足していない場合には、市町村社会福祉協議会連絡協議会の発足の準備のために開催する市町村社会福祉協議会の代表者の会議で決定した者を市町村社会福祉協議会連絡協議会から推薦された者とみなす。

附 則

この施行細則は、平成10年3月20日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成13年6月19日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成15年4月28日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成19年4月5日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則の改正は、平成30年7月1日から施行する。